

ジョセフ・ラズの卓越主義的リベラリズム(二)

濱 真一郎

はじめに

一 卓越主義をめぐる攻防

- 1 アリストテレスの卓越主義とその限界
- 2 リベラリズムと共同体論

二 福利の倫理

- 1 福利の概念と福利の義務
- 2 帰結主義と価値の通約不可能性 (以上本号)

三 政治的リベラリズム批判

- 1 ロールズの真理に関する禁欲
- 2 ラズのロールズ批判

四 卓越主義的リベラリズム

- 1 卓越主義と価値多元論
 - 2 先駆者としてのJ・S・ミル
- おわりに

はじめに

リベラリズムは、英米の法および政治思想において長らく支配的な立場にあった。それは、保守主義が優勢となつた一九七〇年代後半以降もしたたかに生きながらえたし、⁽¹⁾共産主義諸国のあいつぐ崩壊によって一応の勝利を獲得す

ジョセフ・ラズの卓越主義的リベラリズム(二)

同志社法学 四九卷一号

六五 (六五)

るまでに至った。しかしながら、冷戦の終結と共に、それまで隠蔽されていた様々な宗教的・民族的対立が堰を切つたように噴出してきている。現時点では、リベリズムは、こういった問題に明確な回答を与えていないように思われる。さらにリベリズムは、ソ連・東欧の崩壊以前に、リベラルな体制を選択していた西側諸国において多くの批判を受けてきた。こういった事実を目を向けるならば、リベリズムは今まさに岐路に立っているといえよう。⁽²⁾そこで議論を開始するにあたって、リベリズムに対する様々な批判を概観しておきたい。⁽³⁾

リベリズムの意味する内容は非常に多岐にわたるため、それを一概に定義することは難しい。そこで、現代正義論の文脈においてリベリズムをもっとも根源的に基礎づけているルールズ (J. Rawls) の立場を議論の足がかりとしたい。⁽⁴⁾ルールズによると、各人はまず第一に、基本的諸自由への平等な権利を持つべきである。すなわち、とくに少数者や弱者の基本的な自由は、社会全体の利益の増進のために犠牲にされてはならないのである。第二に、もっとも不利な状況にある人々の利益を最大化したり、全ての人に機会の平等を保障するために、国家は資源や財の再分配を行うべきである。⁽⁵⁾このように、ルールズにおけるリベリズムは、各人の基本的自由への権利を尊重する権利基底的理論 (right-based theory) であると同時に、国家による財の再分配を求める平等主義的理論 (egalitarian theory) であるといえよう。

リベリズムに対する伝統的な批判としては、社会主義や保守主義があげられるだろう。ところが今日では、それ以外の様々な批判がなされている。まずはリバタリアニズム (libertarianism) からの批判をみておこう。リバタリアニズムは、個人の自由や私有財産、あるいは自由市場競争を最大限に尊重する立場である。その主要な擁護者であ

るノージック (R. Nozick) によれば、リベラリズムは、福祉の名を借りた政府の市民生活への絶えざる介入を伴う。そこで、ノージックに代表されるリベタリアンたち (libertarians) は、強制的な権力を保有する国家の最小化を目指すのである。⁽⁶⁾

文化相対主義の立場からリベラリズムを批判することも可能である。アメリカをはじめとする先進諸国は、リベラリズムの普遍性を主張し、発展途上国においても人権や正義が守られるべきだとする。それに対して、とくに発展途上国の指導者たちは、先進国も近代化の過程で個人の人権よりも社会全体の発展を重視したのであり、現在発展中の途上国にリベラルな「人権外交」を行うのは誤りだとする。さらに彼らは、途上国には西洋とは違った文化的土壌があり、そこではリベラリズムよりも、一部のエリートによる権威主義的政策の方がふさわしいとするのである。⁽⁷⁾

ポスト・モダンの立場からリベラリズムを批判する者もある。たとえば、米国の政治哲学者コノリー (W. E. Connolly) によると、リベラリズムは、権利や正義といった法的なカテゴリーにおいて人々に自由を与える。しかしそういった態度は「標準化」を押し進めることになり、そこから逸脱する者のルサンチマン (多数者に対する恨み、怨恨) が増大することになる。そこでコノリーは、リベラリズムのように多元的な価値観の争いを解決するために「差異 (difference)」を隠蔽するのではなく、むしろそれを強調するという、「競争的民主主義 (agonistic democracy)」を提唱するのである。⁽⁸⁾

次に、フェミニズムからの批判をみておこう。フェミニズムによれば、リベラリズムは「性に中立的な」差別是正措置をとるため、恣意的差別の立証責任を女性に求める。しかも、家庭のプライバシーを重視するリベラリズムは、

女性の地位を改善するために国家が家庭に介入することを認めない。そこで、たとえばギリガン (C. Gilligan) は、性に中立的な抽象的権利のみを保障するリベリズムに対し、女性の個別具体的な尊厳を保護する「配慮 (ケア) の倫理」を提唱するのである。⁽⁹⁾

さらに近年は、多文化主義 (multiculturalism) の立場からリベリズムを批判する者もある。⁽¹⁰⁾ リベリズムは、マイノリティとしての先住民や移民に対して、多数派と同じ権利を与えることで、正義が実現されると考えている。もつとも、多文化主義の立場をとる人々にいわせれば、リベリズムは権利を与えると同時に、多数派への同化を求める。先住民や移民たちに必要なのは、多数派と同じ権利ではなく、それぞれの民族に固有の共通文化を備えた共同体が存続する権利なのである。

このように、リベリズムは様々な立場から批判されているが、その中でもとくに根本的な批判を突きつけているのが共同体論 (communitarianism) であろう。⁽¹¹⁾ 共同体論者たち (communitarians) は、リベリズムとリベタリアニズムをひとくくりにした上で、両者は個人の権利に執着するあまり、共同体の中で培われる個人のアイデンティティの価値を忘却していると批判する。共同体論のリベリズム批判には、(1) 普遍主義批判、(2) 原子論的人間観批判、および(3) 反卓越主義批判が含まれている。⁽¹²⁾ 本稿はその中でも、第三の卓越主義 (perfectionism) をめぐるリベリズムと共同体論の論争に着目したい。

ガルストン (W. Galston) によると、卓越主義とは、「人間の存在ないし性格の特性と優れた諸側面を確定し、いったんそれらを確定したら、それらを政治活動の目的として用いようとする、哲学的な試み」⁽¹³⁾ である。共同体論が

卓越主義の立場を採用するのに対し、リベラリズムは反卓越主義 (anti-perfectionism) の立場をとっている。反卓越主義とは、「善き生という理想の完成と促進そのものには価値があるけれども、それらは政府の活動の正統な事柄ではないと主張する」⁽¹⁴⁾ 立場である。卓越主義を軸に、リベラリズムと共同体論の論争を整理するならば、それは〈リベラリズムⅡ反卓越主義〉対〈共同体論Ⅱ卓越主義〉として理解できよう。

共同体論の批判を受け、正統性を喪失しつつあるリベラリズムを再興するために、様々な構想が提示されている。その代表的なものとしては以下の二つがあげられるだろう。⁽¹⁵⁾ すなわち、ロールズが提唱する「政治的リベラリズム (political liberalism)」⁽¹⁶⁾、米国の哲学者ローティ (R. Rorty) の提唱する「プラグマティック・リベラリズム (pragmatic liberalism)」⁽¹⁷⁾、および英国の法哲学者ジョセフ・ラズ (Joseph Raz) が提唱する「卓越主義的リベラリズム (perfectionist liberalism)」⁽¹⁹⁾ である。

本稿はその中でもとくにラズの立場に注目する。彼の卓越主義的リベラリズムは、「個人の自律を基礎づけ、共同体の中で価値ある生活様式が広まるのを奨励するために必要な、社会制度を維持するための国家活動を認める」⁽²⁰⁾ 理論である。ラズは、個人の自律 (autonomy) に基底を置いた理論構築を行う点で、リベラリズムの立場をとっている。それと同時に彼は、国家による道徳的に健全な社会の実現を認める点で、卓越主義を採用する。その意味において、ラズの卓越主義的リベラリズムは、〈リベラリズムⅡ反卓越主義〉と〈共同体論Ⅱ卓越主義〉を架橋する可能性を秘めているのである。

本稿の構成について一言しておきたい。まず第一章では、卓越主義の伝統的な理解と、それが今日の正義論との関

係で有する含意を検討する。卓越主義を座標軸にすることによって、リベラリズムと共同体論の論争の一断面が明らかになるだろう。第二章では、ラズの卓越主義的リベラリズムを基礎づける「福利の倫理 (ethics of well-being)」を検討する。第三章は、反卓越主義的リベラリズムを代表するロールズの政治的リベラリズムの特徴と、それに対するラズの批判を取り上げる。第四章では、福利の倫理によって基礎づけられるラズの卓越主義的リベラリズムを検討する。以上の検討を通じて、ラズの見解が、共同体論の批判を受けて失われつつあるリベラリズムの正統性を回復できるか否かを明らかにしたい。なお、筆者は既に、ラズが一九八六年に刊行した『自由の道德 (The Morality of Freedom)』の検討を行っている⁽²¹⁾。本稿は、拙稿で取り扱えなかった論点と、ラズが一九九四年に出版した『公共領域の倫理 (Ethics in the Public Domain)』の内容とを吟味するものである。したがって本稿は、拙稿の続編という性格をもっている。

(1) Cf. Ch. Wolfe and J. Hitinger, Introduction, Ch. Wolfe and J. Hitinger (eds.) *Liberalism at the Crossroads: An Introduction to Contemporary Liberal Political Theory and Its Critics* (Boston: Rowman and Littlefield, 1994), p. ix.

(2) 前掲注(1)にあげた書物の『岐路に立つリベラリズム』という表題は、英米におけるリベラリズムの現状を伝えてくれる。わが国においてもリベラリズムの見直しが進められている。参照、藤原保信『自由主義の再検討』(岩波新書、一九九三年)／『現代思想 特集リベラリズムとは何か』(青土社、一九九四年、四月号)所収の諸論文。

(3) リベラリズムに対する様々な批判を整理したものととして、参照、田中成明『法理学講義』(有斐閣、一九九四年)、二五二―二五九頁。

(4) Cf. J. Rawls, *A Theory of Justice* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971). 矢島鈞二監訳『正義論』(紀伊國屋書店、一九七九年)。

- (5) このらわゆる「正義の二原理 (two principles of justice)」については、*cf. ibid.*, pp. 60-65. 邦訳、四七一―五一頁。
- (6) *Cf. R. Nozick, Anarchy, State, and Utopia* (New York: Basic Books, 1974). 嶋津格訳『アナキー・国家・ユートピア』(上)(下)(木鐸社、一九八五年、一九八九年)。
- (7) 参照、リー・クアンユー(古川栄一訳)「人権外交は間違っている」『諸君へ』(文芸春秋、一九九三年九月号)。
- (8) *Cf. W. E. Connolly, Identity / Difference: Democratic Negotiations of Political Paradox* (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1991).
- (9) *Cf. C. Gilligan, In a Different Voice: Psychological Theory and Woman's Development* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1982). 岩男寿美子監訳『もうひとつの声——男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』(川島書店、一九八六年)。
- (10) 多文化主義の動向については、W. Kymlicka (ed.), *The Rights of Minority Cultures* (Oxford: Clarendon Press, 1995) に所収の諸論文を参照されたい。編者のキムリックカ自身のリベラルな多文化主義については、*cf. W. Kymlicka, Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights* (Oxford: Clarendon Press, 1995). 角田猛之・山崎康仕・石山文彦監訳『多文化市民権——自由主義的なマイノリティの権利論(仮題)』(晃洋書房、近刊予定)。なお、キムリックカの議論については、石山文彦「多文化主義の規範的理論」日本法哲学会編『多文化時代と法秩序(法哲学年報一九九六)』(有斐閣、一九九七年)も参照。
- (11) *Cf. M. J. Sandel, Liberalism and the Limits of Justice* (Cambridge: Cambridge University Press, 1982). 菊池理夫訳『自由主義と正義の限界』(三嶺書房、一九九二年) / Ch. Taylor, *Philosophy and the Human Sciences: Philosophical Papers 2* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985) / M. Walzer, *Spheres of Justice: A Diffence of Pluralism and Equality* (Oxford: Blackwell, 1983) / A. MacIntyre, *After Virtue*, 2nd edn. (Notre Dame, Indiana: University of Notre Dame Press, 1984). 篠崎栄訳『美徳なき時代』(みすず書房、一九九三年)。
- (12) 参照、井上達夫「リベラリズムと正統性——多元性の政治哲学」『権力と正統性(岩波講座現代思想16)』(岩波書店、一

九九五年)、九五―九七頁。

- (13) W. A. Galston, *Liberal Purposes: Goods, Virtues, and Diversity in the Liberal State* (Cambridge and New York: Cambridge University Press, 1991), p. 79.
- (14) J. Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford: Clarendon Press, 1986), p. 110.
- (15) こういった分類をする文献としては以下を参照。Cf. S. Mulhall and A. Swift, *Liberals and Communitarians*, 2nd edn. (Oxford: Blackwell, 1996), part II and part III / W. A. Galston, *Liberal Purposes*, pp. 98-99 / J. Meadowcroft, Introduction, J. Meadowcroft (ed.), *The Liberal Political Tradition: Contemporary Reappraisals* (Cheltenham: Edward Elgar, 1996), pp. 3-4. なお、ガルストンは、プラグマティック・リベラリズムの提唱者としてコーティエ (D. Gauthier) を、政治的リベラリズムのもう一人の提唱者としてラーモア (Ch. Larmore) をあげている。両者の見解については以下を参照。Cf. D. Gauthier, *Morals by Argument* (Oxford: Oxford University Press, 1986) / Ch. Larmore, *Political Liberalism, Political Theory*, Vol. 18, No. 3 (August 1990).
- (16) Cf. J. Rawls, *Political Liberalism* (New York: Columbia University Press, 1993).
- (17) Cf. R. Rorty, The Priority of Democracy to Philosophy, M. D. Peterson and R. C. Vaughan (eds.), *The Virginia Statute on Religious Freedom* (Cambridge: Cambridge University Press, 1988). 富田恭彦訳「哲学に対する民主主義の優位」『連帯と自由の哲学——二元論の幻想を越えて』(岩波書店、一九八八年)。
- (18) 一九三九年イスラエルに生まれる。一九六三年にヘブライ大学で法学修士号を、一九六七年にはオックスフォード大学で博士号を取得。母校ヘブライ大学を経て、一九七二年にベイリオル・カレッジのチュートリアル・フェロー、一九八五年にオックスフォード大学の法哲学の教授に就任している。
- (19) Cf. J. Raz, *The Morality of Freedom; Ethics in the Public Domain: Essays in the Morality of Law and Politics* (Oxford: Clarendon Press, 1994). 本稿では以下において、前者を MF、後者を EPD と略記する。なお、以下の注で、両書に収録されている諸論文に言及および引用する際には、以下の邦訳書を参照した。ジョセフ・ラズ著、森際康友編『自由

と権利——政治哲学論集』（勁草書房、一九九六年）。ラズの政治哲学の全体像については、同書に収録の森際康友「自律・権威・公共善——ジョセフ・ラズの政治哲学」を参照されたい。さらに、ラズの卓越主義的リベリズムを論じたものとして、参照、小泉良幸「J・ラズの『卓越主義の政治』」『山形大学法政論叢』第六号、一九九六年。

(20) J. Meadowcroft, *op. cit.*, p. 4.

(21) 参照、拙稿「ジョセフ・ラズにおけるリベリズムの哲学的基礎づけ」『同志社法学』第四七巻二号、一九九五年。

一 卓越主義をめぐる攻防

1 アリストテレスの卓越主義とその限界

ドゥオーキン (R. Dworkin) は『権利を真剣に捉えること』(Taking Rights Seriously) (一九七七年) において、政治理論を「目標基底的理論 (goal-based theories)」[「権利基底的理論 (right-based theories)」および「義務基底的理論 (duty-based theories)』」に区別した⁽¹⁾。目標基底的理論とは、個人による選好と全く独立して善である特定の目標に基礎を置く理論である。ドゥオーキンは、目標基底的理論として、特定の政治組織の利益の増大を目指す全体主義、全体の効用の増大を目指す功利主義、および、アリストテレス (Aristotle) にみられるような個人の徳の実現を目指す「卓越主義 (perfectionism)」をあげている。

ロールズ、ドゥオーキン、およびノージックは、そういった目標基底的な理論を批判する。目標基底的理論は、社会全体の目標のために、個人の利益を犠牲にする可能性を秘めているからである。そこで彼らが採用するのが権利基底的理論である。その理論は、個人の信念や選択それ自体の価値を擁護するものであり、他者の権利の擁護のために

行為規範を必要とする理論である。なお、ノージックは、個人の行為の倫理的 성격に関心を向け、この種の行為規範を本質的なものとみなす、義務基底理論の擁護者とみなされる場合もある。⁽²⁾ 本稿では一般的な理解に従い彼も権利基底論者とみなす。

先述のように、卓越主義とは、人間の存在や性格の優れた諸側面を確定し、それらを政治活動の目的として用いるという、哲学的な試みである。西洋における卓越主義の伝統はアリストテレスに端を発している。⁽³⁾ アリストテレスは『政治学 (Political)』においてこう述べている。

「真の市民国家 (ポリス) と呼ばれるに値し、単に名目上のものにとどまらない国家は、徳 (よさ、優秀さ) に配慮しなければならぬということになる。……国家とは家族や一族一門の者がよき生活をいとむための生活共同体であつて、そのめざすところは完成し自足した生活にあるのである。⁽⁴⁾」

このように、アリストテレスにおいては、真の国家の任務は人々に善き生を送らせることである。そのために、国家は単に人々を説得するだけでなく、法律的な懲罰を含む強制的な卓越主義的政策を行うことを求められる。ドウオーキンによれば、アリストテレスの卓越主義とは、個人に卓越性の理念を課し、政治の目標をこのような卓越性の養成に置く理論なのである。

アリストテレスの卓越主義は、彼以降の西洋の多くの思想家に受け継がれ、現代に至っている。もっとも、アリストテレスの卓越主義が、古代から中世に至る奴隷制や封建制、あるいは教会や国家の絶対的な支配を正当化してきたのも事実である。したがって、アリストテレスの卓越主義は、個人の自律を尊重するラズの卓越主義的リベラリズム

とは明確に異なるのである。それでは以下において、米国の法および政治哲学者であるジョージ (R. P. George) に依拠しつつ、アリストテレスの卓越主義の問題点を整理しておきたい。

ジョージによると、古代および中世の生活にも多様性 (diversity) が存在したにもかかわらず、アリストテレスはそういった善の多様性を理解できなかった。アリストテレスは、理論的根拠を示すことなく、単一の優れた生活様式 (a single superior way of life) が存在すると考えたのである。さらに彼は、人柄の善／悪は生まれつき (by nature) 決定されていると考えた。しかしながら、多義性を承認している現代人にとって、人柄の善／悪は本人の選択や行爲を通じて決定されるのである。⁽⁵⁾

このように、アリストテレスは人間の善や価値ある生活様式の多様性に関する認識を欠いていた。そのために彼は、人々はあらかじめ社会的地位を決定されており、賢明なる立法者が、人々の徳の促進に配慮し、彼らを適切な地位に配置し、各人にそれぞれの義務を果たささせるべきだという結論に至ったのである。アリストテレスは、人間の善に関する非常に狭隘かつ差別的な見解を持っていた。それゆえに彼は、能力や知性等においてどれほど劣っていくようにも、人は尊厳において平等 (equal in dignity) であることを、理解できなかった。こうして彼は、エリート主義や、悪名高き「生まれつきの奴隷 (natural slaves)」という教義を導出したのである。ジョージによると、アリストテレス的なエリート主義は、根源的かつ甚だしい誤りであり、その誤りは人間の善の多様性を認識できなかった点に根ざしている。⁽⁶⁾

さらに、アリストテレスは、大多数の人々は理性的ではないので、恐怖によって統治される必要があると考えたが、

ジョージにいわせればそう考える根拠はない。特定の道徳的なエリート集団が存在し、その構成員のみが道徳的真理を理解すると考える根拠は存在しない。実際には、全ての理性的な人間は道徳的な真理を理解できる。逆に、エリートであっても道徳的な誤りを犯す可能性があるし、他者の補助や援助を必要とするのである。⁽⁷⁾ いずれにしても、善についての考え方や善き生の多様性を認めるならば、国家が特定の徳を補助し特定の悪を禁止するという卓越主義は、アリストテレスが考えるほど簡単に擁護できるわけではないのである。⁽⁸⁾

2 リベリズムと共同体論

アリストテレスの卓越主義は、個人の権利よりも政治の目標を重視する目標基底的理論であった。それは、古代から中世に至る奴隷制や封建制、あるいは教会や国家の絶対的な支配を正当化するイデオロギーとして機能した。近代に入ると、宗教改革や市民革命のあおりを受けて、ペイン (Th. Paine) に代表される権利基底的理論や、カント (Kant) に代表される義務基底的理論が登場するに至る。⁽⁹⁾ 両者の思想は、社会全体の目標よりも個人の権利や義務を重視し、今日のリベリズムの基礎を築いたのである。

さて、今日を代表するリベリストであるロールズによると、国家は特定の善き生や生活様式だけでなく、複数の善き生や生活形態を尊重すべきである。もしも国家が、特定の善き生や価値ある生活形態しか認めないのであれば、人々はそれ以外の価値ある生を送ることができないからである。ロールズの正義論においては、国家は「善の希薄理論 (a thin theory of the good)」に従って、それぞれの人物がそれぞれの善き生を追求するために必要な、「基本財

(primary goods)」の分配のみに従事するのである。⁽¹⁰⁾

リベラリズムの登場によって、国家の役割は、特定の善き生や価値の実現ではなく、基本財の分配に変化した。しかしながら、一九八〇年代に入ると、リベラリズムは共同体論者たちによって批判されることになる。共同体論者のリベラリズム批判は非常に多岐にわたるため、本稿では論点を以下の二点に限定したい。すなわち、リベラリズムが、(1)「自我 (self)」の考え方を誤って捉えており、(2)自我を確立するために必要な「社会的条件 (the social conditions)」を無視しているという二点である。

まずは第一の、リベラリズムが「自我」の考え方を誤って捉えているという点について。カントによると、自我は、社会的に与えられた自らの役割や関係に優先する。ロールズはカントに倣って、「自我は目的に優越する」と考える。社会的な状況の特徴を距離を置いて把握したり、理性の命令に従ってそれらを判断することができる場合に、自我は自由となるのである。⁽¹¹⁾

共同体論者たちは、これは誤った自我観だと考える。リベラルな自我観は、自我が現存する社会実践に「埋め込まれている (embedded)」ないし「位置づけられている (situated)」という事実を、または、われわれは常に社会から離れたり抜け出ることができないという事実を忘却している。共同体論者たちによれば、自己決定は、社会的な役割の外ではなく、社会的な役割の内部において行われる。国家は、人々を社会的役割により深く侵入させたり、それによりよく理解させることによって、彼らの自己決定を尊重するのである。⁽¹²⁾

こうした批判をサンデル (M. J. Sandel) に依拠してみよう。リベラルな自我観とは、「自我は目的に優先

する」というものであった。しかしながら、サンデルにいわせれば、自我はその目的に優先するのではなく、むしろそれによって構成されている。⁽¹³⁾ われわれは、他者と共有する目的によって、「一人では知ることのできない共通善」を知るのである。⁽¹⁴⁾ したがって、われわれの自我は、リベラルたちがいうような共同体から遊離した「負荷なき自我 (unencumbered self)⁽¹⁵⁾」ではなく、「状況づけられた自我 (situated self)⁽¹⁶⁾」である。リベリズムは、われわれが社会的役割に埋め込まれた「自己解釈的な存在 (self-interpreting beings)」であることを完全に忘却しているのである。⁽¹⁷⁾

次に第二の、リベリズムが、自我を確立するために必要な「社会的条件」を無視しているという点について。テイラー (Ch. Taylor) によると、多くのリベラルな理論は、諸個人は社会の外で自己充足的であるという点について。アトミズム (atomism)「理論に依拠している。アトミズム理論によれば、諸個人は、自らの自己決定の能力を發展させたり行使するための共同的な文脈を必要としない。対する共同体論においては、自己決定の能力は、特定の種類の社会環境の備わった、特定の社会においてのみ行使される。⁽¹⁸⁾ キムリッカ (W. Kymlicka) はこういったテイラーの見解を「社会テーゼ (the social thesis)」と名づける。⁽¹⁹⁾

社会テーゼはわれわれに、リベラルな反卓越主義を放棄するよう求める。というのも、リベラルな反卓越主義は、自己決定に必要な社会環境を適切に整備できないからである。キムリッカによると、われわれが意味ある選択をなすためには、「意味ある諸々の選択肢 (meaningful options)」を備えた文化が必要である。にもかかわらず、リベラルな反卓越主義は、国家が「文化の市場 (the cultural market place)」に干渉する権限を認めないために、その様な選択肢を備えた豊かで多様な文化の存在を確保できないのである。⁽²⁰⁾

リベラリストたちは、一般的に、特定の生活様式を奨励ないし妨害するために文化の市場に介入する国家は、人々の自己決定を制限する⁽²¹⁾と考える。しかしながら、たとえばラズはこう述べている。

「価値ある生活様式の支援は、個人的というよりもむしろ社会的な事柄である。……〔にもかかわらず〕反卓越主義は、実際には、善についての価値ある考え方の支援からの政治的撤退をもたらすだけでなく、多くのわれわれの文化の繁栄した側面の存続する機会をも損ないかねない。」⁽²²⁾

これは反卓越主義的なりベリズムに対する重要な異議である。リベラリストたちはこう反論するかもしれない。善き生活様式は、国家の補助が無くとも、文化の市場において存続することができる。さらに、国家の干渉がない方が、人々は善き生活様式の価値を認めることができる、と。しかしながら、キムリックによれば、文化の市場は、現在生きている人々の利益を尊重することはできても、将来世代が必要とするであろう資源を確保することはできない。たとえば、歴史的な遺跡や自然の原生地の保護などに関しては、国家による文化の市場の保護の必要性が認められるのである。⁽²³⁾

以上において、共同体論者によるリベリズム批判の二点を概観してきた。共同体論者は、リベリズムが想定する自我観と、リベリズムが自我を形成するために必要な社会形態を無視している点を、強力に批判したのである。ところで、これまでの多くの議論においては、〈リベリズムⅡ反卓越主義〉対〈共同体論Ⅱ卓越主義〉という対立図式に基づき、そのどちらが優れているかが問題とされてきた。それに対して、むしろわれわれは、両者を架橋できないだろうか。ラズの卓越主義的リベリズムに、そのひとつの可能性が秘められているように思われる。そこで次

章では、ラズの卓越主義的リベラリズムを基礎づける「福利の倫理」について考察したい。

- (1) Cf. R. Dworkin, *Taking Rights Seriously* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1977) pp. 171-72. 木下毅・小林公・野坂泰司共訳『権利論』(木鐸社、一九七九年)、二二六―二二八頁。
- (2) 参照、森村進『権利と人格―超個人主義の規範理論』(創文社、一九八九年)、二八―二九頁。
- (3) アリストテレスの著作については以下の諸文献を参照した。Cf. Aristotle *Politica*, E. Barker (ed. and trans.), *The Politics of Aristotle* (Oxford: Oxford University Press, 1946). 『政治学』(田中美知太郎責任編集『アリストテレス(世界の名著8)』(中央公論社、一九七九年); Aristotle, *Ethica Nicomachea*, W. D. Ross (trans.), *The Basic Works of Aristotle* (New York: Random House, 1941). 高田二郎訳『ニコマコス倫理学(上)(下)』(岩波文庫、一九七一年、一九七二年)。
- (4) Aristotle, *Politica*, iii. 5, 1280b. 邦訳、九八―一〇〇頁。
- (5) Cf. R. P. George, *Making Men Moral: Civil Liberties and Public Morality* (Oxford: Clarendon Press, 1993), pp. 38-39.
- (6) Cf. *ibid.*, p. 39.
- (7) Cf. *ibid.*
- (8) Cf. *ibid.*, p. 41.
- (9) Cf. R. Dworkin, *op. cit.*, p. 172. 邦訳、二二六頁。
- (10) Cf. J. Rawls, *A Theory of Justice*, p. 396. 邦訳、二〇九頁。
- (11) Cf. *ibid.*, p. 560. 邦訳、四二七頁。
- (12) Cf. W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy* (Oxford: Clarendon Press, 1990) pp. 207-208.
- (13) Cf. M. J. Sandel, *Liberalism and the Limits of Justice*, pp. 55-59, 152-54. 邦訳、九〇―九七、二四八―二五一頁。
- (14) Cf. *ibid.* p. 183. 邦訳、二九八頁。
- (15) Cf. *ibid.* ch. 1; M. J. Sandel, Introduction, M. J. Sandel(ed.), *Liberalism and Its Critics* (Oxford: Basil Blackwell, 1984), p. 6. 邦訳、xiv頁。

- (16) Cf. *ibid.* pp. 179-183. 邦訳「一九九一—一九九頁」; M. J. Sandel, Introduction, M. J. Sandel (ed.), *Liberalism and Its Critics*, p. 6. 邦訳「xiv頁」。
- (17) Cf. M. J. Sandel, The Procedural Republic and the Unencumbered Self, *Political Theory*, Vol. 12, No. 1 (1984), p. 91.
- (18) Cf. Ch. Taylor, Atomism, *Philosophy and the Human Sciences*, pp. 190-91. 田中智彦訳「マトニズム」『現代思想』(前掲)「一九六—一九七頁」。
- (19) Cf. W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, p. 216.
- (20) Cf. *ibid.*, pp. 216-17.
- (21) Cf. *ibid.*, p. 217.
- (22) *MF*, p. 162.
- (23) Cf. W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, pp. 217-18.

二 福利の倫理

1 福利の概念と福利の義務

先の章で指摘したように、「リベラリズム⇨反卓越主義」と「共同体論⇨卓越主義」を架橋する可能性を、ラズの卓越主義的リベラリズムは秘めている。そこで本章では、ラズの卓越主義的リベラリズムを基礎づける「福利の倫理 (ethics of well-being)」を検討したい。

ラズのリベラリズムにおいて、自由とは、人々が自律している状態を意味する。この自律 (autonomy) という観念は福利 (well-being) という概念と密接に関連している。ラズはいう。

ジョセフ・ラズの卓越主義的リベラリズム(二)

同志社法学 四九卷一号

八一 (八一)

「西洋産業社会では、個人の福利に関する一つの特定の考え方 (a particular conception) がかなりの一般性を有している。それは個人の自律の理想である。……個人の自律の理想の背景にある支配的な観念は、人々は自身自身の生を形成すべきだというものである。自律した人物は自分自身の生の (部分的な) 作者である。個人の自律の理想は、自分自身の生をある程度制御し、生涯を通しての首尾よい決定を通じて自分の運命を決定するよう⁽¹⁾な、そういった人物の展望である。」

この見解が示すように、個人の自律とは、自らの生を選択する自由な人物に必要な、自由の原理なのである。⁽²⁾なお、自律と福利の関係についてであるが、ラズは自律を、福利の「考え方 (conception)」ないし「理想 (ideal)」と表現している。筆者の理解では、人は自律することによって福利を獲得することができる。したがって、自律は福利の基礎であると思われる。

ところで、ラズが一九九四年に公刊した『公共領域の倫理 (Ethics in the Public Domain)』は、政治哲学に関する第一部と、法哲学に関する第二部によって構成されている。彼はその書の第一部を「福利の倫理」と名づけている。「私が本書の第一部を『福利の倫理——政治的含意』と名づけたのは、それが、道德および政治理論に関する多くの著者によって擁護されており、私が『自由の道德』において採用したアプローチ、すなわち、政治道德は、主として人々の福利の保護促進に関係するというアプローチに従っていることを示すためである。⁽³⁾」(強調は引用者)

ラズは、この福利の倫理によって、卓越主義的リベラリズムを基礎づけることになる。なお、福利の倫理の検討を

なす前に、‘well-being’の訳語について一言しておきたい。わが国では福利以外に、福祉、安寧、厚生、善き生等の訳語がある。ただ、一つにはラズは、‘well-being’を「利益 (interest)」⁽⁴⁾といいかえたり、「私利 (self-interest)」と区別したりしている。⁽⁵⁾さらに、‘well-being’は「幸福 (happiness)」と近い意味で用いられている。ラズが「幸福」という術語を用いないのは、おそらくそれが功利主義を連想させるためであろう。⁽⁶⁾以上の二つの理由から、本稿は「幸福」と「利益」のニュアンスを感じさせる「福利」という訳語を採用した。

福利とは、人が自分や他者を理解したり判断するためのもっとも基本的な特徴である。⁽⁷⁾福利の概念は、ある人物の生の評価を決定するものであり、人はそれによって自分の生を評価することができるのである。⁽⁸⁾この点をおさえた上で、ラズの福利の倫理の具体的な内容を検討していこう。

まず第一に、人は、価値ある活動・追求・人間関係に首尾よく携わること、福利を獲得する。⁽⁹⁾その際は、特定の「目標 (goals)」を選択追求することで、それらに携わることができる。たとえばある人物は、「医者になる」という目標を選択し、その目標を追求する過程を通じて福利を獲得するのである。ところで、ラズのいう目標は、「水を飲みたい」とか「トイレに行きたい」というような、生物学的 (biologically) に決定された必要性や欲求を含まない。生物学的な必要性や欲求は、本人がそれらを目標と定めていないときも、本人にとって望ましいものだからである。⁽¹⁰⁾ラズによると、目標を達成することで得られる利益は「福利」である。それに対して、生物学的に決定された必要性や欲求を満たすことでもたらされる利益は「私利 (self-interest)」である。⁽¹¹⁾

第二に、それらの目標は、人々が生活する「社会形態 (social forms)」⁽¹²⁾に存在せねばならない。たとえば人は、法

によって統治されている社会でなければ法律家を目指すことができないし、医療行為が認められている社会でなければ医者になることができないであろう。⁽¹³⁾あるいは、優れた人間関係を築くという目標を追求するには、友人や仕事仲間によって異なる態度を特徴づける慣習 (convention) が、当該社会形態に存在せねばならない。⁽¹⁴⁾

第三に、「私利」のみを追求する人物は、他者の利益を考慮に入れない点で極めて打算的である。それに対して、「福利」を追求する人物は、全員の利益を公平に判断する点で、道徳的である。道徳的な人物は、自分自身の利益を、他者の利益とのバランスにおいて判断する。⁽¹⁵⁾たとえば、流行病に冒された人々を治療する医者は、自らもその病に冒される危険と直面している。したがって、彼は自らの私利を失う危険にさらされている。しかしながら彼は、その危険な治療行為に従事し、患者の命を救うことで、医者としての福利を獲得するのである。⁽¹⁶⁾打算的な観点からみれば、こういった利他的な行為はそもそも説明できないであろう。しかしながら、道徳的な観点からみれば、その医者は、医療行為に従事して患者を助けるという目標を選択し、それを達成することによって、患者と自分の福利を同時に獲得しているのである。すなわち人は、道徳的な観点に立つことによって、自らの福利を追求すると同時に、他者の福利をも助長し、さらには、自分が属する共同体にも奉仕することができるのである。⁽¹⁷⁾ところで、人々の福利が互いに衝突する場合もあるだろう。しかし、人々が価値ある目標を追求しており、さらに、その目標の備わった社会形態が道徳的に健全であれば、福利と福利は衝突しない。したがって、人々の福利の選択追求が可能となるには、彼らの生活する社会形態が道徳的に健全であることが求められるのである。⁽¹⁸⁾

以上の議論から明らかのように、人々が複利を獲得するには、様々な目標に満たされた、道徳的に健全な社会形態

が必要である。ラズによると、こういった社会形態が存在するには、人々が自分の私利だけでなく、社会の全員の複利に配慮することが求められる。すなわち、人々は、他者の福利に配慮する義務を有するのである。ラズはこの義務を「福利の義務 (duties of well-being)」と呼ぶ⁽¹⁹⁾。その内容についてより詳しくみていこう。

ラズのいう福利の義務とは、他人の面倒を何から何までみてやり成功した人生を送らせるといような、過保護的な義務ではない。それは、他者が福利を獲得するために必要な「諸条件 (conditions)」を提供するという義務なのである⁽²⁰⁾。

こういった見解をふまえた上で、ラズは福利の義務を構成する二つの原理を提示する。まずは第一の「基本能力原理 (the Basic-Capacities Principle)」について⁽²¹⁾、この原理はわれわれに、人々が価値ある生を形成するために必要な「基本能力 (the basic capacities)」を獲得するための諸条件を整備するよう求める。ここにいう能力とは、あくまでも基本的なそれであって、全ての能力ではない。たとえば全ての人が、飛行機のパイロットの技術を必要とするわけではない。人は自分が生活する社会において、価値ある活動・追求・関係に首尾よく携わるために必要な技術を得るための、基本能力のみを必要とする。したがって、われわれは、他者が十分な基本能力や、そういった能力を獲得する機会を保障すべきなのである⁽²²⁾。

ラズによると、福利の義務は「基本能力原理」だけから構成されるのではない。「基本能力原理」は、基本能力を发展させるための諸条件を確保することはできても、人々がその諸条件へ「アクセス (access)」することを保証できないからである。たとえば、女性であるとかユダヤ人であるという理由によって、特定の仕事につく(アクセスす

る)の拒否される場合がある。そこでラズは、「基本能力原理」を補う原理として、「適切なアクセス原理 (the Principle of Adequate Access)」を提唱する⁽²³⁾。この原理によると、全ての人物は、成功した生を送るために必要な諸条件にアクセスできるべきである。このように、ラズにおける福利の義務は、「基本能力原理」と「適切なアクセス原理」から構成されているのである⁽²⁴⁾。

以上において確認したように、福利の倫理は人々に、二つの原理から構成される福利の義務を課す。さらにラズは、この福利の義務を、個人間のレベルから、国家と市民の間のレベルに敷衍する。すなわち国家は、市民の福利を確保する義務を果たすために、彼らにとって何が善き選択肢であるかを判断した上で、そういった選択肢に満たされた社会形態を整備するという、卓越主義的な政策を進めるべきなのである⁽²⁵⁾。

ところで、そういった社会形態の整備は、国家ではなく個人に任せべきだと考えることもできよう。しかし、一人の力でそういった社会形態の整備を行うのは不可能である。全員で行うとしても、社会の全員が自発的に協力することは困難である。調整問題 (co-ordination problem) に直面した人々は、フリー・ライダーの存在を恐れ、社会整備への協力を躊躇するからである⁽²⁶⁾。あるいは、社会形態の整備を市場に任せべきだと考える者もあろう。しかしながら、第一章でみたように、市場は私利に資することはできても、人々が共有する公共的な環境や文化遺産、あるいは将来世代の利益などを配慮できない⁽²⁷⁾。ラズはこういった点から、国家による積極的な社会形態の整備を求めらる。ある。

以上がラズの福利の倫理の概要である。ラズは、一方において、人々は福利を獲得するために自律しているべきだ

と強調する。福利の実現のために、自律の価値を強調する点において、ラズはあくまでもリベラリストである。それと同時にラズは、人々が福利を獲得するためには、国家による道徳的に健全な社会形態の整備が必要だと説く。その意味において、福利の倫理に基づくラズのリベラリズムは、共同体論者の批判から免れている。したがって、ラズの福利の倫理は、〈リベラリズムⅡ反卓越主義〉と〈共同体論Ⅱ卓越主義〉とを架橋する理念であるように思われる。

2 帰結主義と価値の通約不可能性

前節で確認したように、ラズは福利の倫理によって、リベラリズムと共同体論を架橋しようとする。ところで、ラズの福利の倫理は、価値の通約不可能 (value incommensurability) という概念と密接に関連している。というのも、ラズはその概念によって、彼独自の価値多元論を基礎づけるからである。この点については第四章で検討する。

ところで、価値通約不可能性という概念は、個人の権利よりも社会全体の利益を優先させる功利主義 (utilitarianism)⁽²⁸⁾ を批判する上でも有効である。功利主義は、何が正義かという問いに対して首尾一貫した回答を与え、社会学や社会政策の暗黙の規範的基礎を供給し続けている⁽²⁹⁾。功利主義は、他の理論がそれに対して自らの正統性を主張したり、自らを擁護しなければならぬ「暗黙の背景 (tacit background)」になっているのである⁽³⁰⁾。そのような社会的・思想的状況において、ロールズの『正義論 (A Theory of Justice)』(一九七一年) が広く受け入れられたのは、彼の理論が、社会全体の利益の増大を優先する功利主義を批判し、個人の権利を擁護する理論を提示したからである。ロールズに続く論者たちも、たとえば R・ドゥオーキンは、社会全体の目標に基づく国家の権力行使をくつがえす

「切り札(trump)」としての権利によって、⁽³¹⁾あるいはノージックは、どんな人物も他人の手段にされてはならないという「横からの制約(side constraints)」によって、⁽³²⁾社会全体の目標から個人の権利を守ろうとしたのである。

ラズもまた同様に、功利主義には否定的である。ラズによると、功利主義は、国家介入の増大や個人の自由への侵入の増大として定式化されたきた。それは、英国のリベラリズムの搖籃期に生まれたが、英国以外の社会環境においては、反リベラルな結論に至る道徳理論である。⁽³³⁾そこでラズは、権利基底のリベラルたちとは異なる方法で、功利主義批判を行うことになる。その際ラズは、功利主義よりもむしろ、その根本原理である帰結主義(consequentialism)の批判に従事する。⁽³⁴⁾

ラズは帰結主義をかなり広く捉えているようである。彼は帰結主義の特徴として以下の七つをあげている。すなわち、「厳格な帰結主義(Strict Consequentialism)」「比較可能性(Comparability)」「行為者の中立性(Agent-Neutrality)」「最大化(Maximization)」「透明性(Transparency)」「消極的な責任Ⅰ(Negative Responsibility I)」「消極的な責任Ⅱ(Negative Responsibility II)」である。⁽³⁵⁾彼はその中でもとくに「価値の比較可能性」に焦点を合わせる。それは、「全ての理由は、その強度(strength) (あるいはウェイトないし重要性)——これらの用語は互換的に使用できるだろう) によって比較できる」という特徴である。⁽³⁶⁾ラズは、帰結主義の特徴の一つであるこの「価値の比較可能性」を、「価値の通約不可能性(value incommensurability)」という観念を用いて論駁することになる。⁽³⁷⁾ラズによる通約不可能性の簡単な定義をみておこう。

「AとBのうち一方が他方より良いとはいえず、かといって、両者に同じ価値があるともいえないようなとき、

AとBは通約不可能である。⁽³⁸⁾」

ラズによると、「価値の通約不可能性」は、「価値の同等性 (equality of values)」とは明確に区別されねばならない。⁽³⁹⁾ 価値の通約不可能性は、AとBのうち一方が他方より良~~くなく~~、しかもAとBの価値が同~~等でもない~~ことを含意するのである。具体的な例をあげるならば、たとえばコーヒー・カップの価値とティー・カップの価値は、一方が他方より優れているわけではないし、同等でもないために、通約不可能なのである。

ラズによると、通約不可能性という概念は、福利と密接に関連する。先述のように、人は複数の通約不可能な目標の中から、一つの目標を選択追求することを通じて、福利を獲得するからである。たとえば、法律家になるという目標と、医者になるという目標について考えてみよう。二つの目標はいずれも価値があるが、どちらかが優れているわけでもなければ、かといって等価でもない。したがって両者の価値は通約不可能なのである。⁽⁴⁰⁾

さて、ラズによると、価値の通約不可能性には、先ほどのコーヒー・カップとティー・カップのようなささいなものもあれば、非常に重要なものもある。ラズはそれを「本質的な通約不可能性 (constitutive incommensurabilities)」と呼ぶ。⁽⁴¹⁾ たとえば、友人関係と金銭の価値について考えてみよう。ジュデューは、ジョンとの友人関係と百万ドルのどちらにより高い価値があるかと問われた際に、その問いについての判断を拒む。そのとき彼女が「友達と金銭の価値をわざわざ時間をかけて比較するつもりはない」と答えるならば、それは「二つの選択肢は通約不可能だ」ということを含意する。⁽⁴²⁾ 彼女にとって、友人関係と金銭の価値は、本質的に通約不可能なのである。

あるいは、子供を持つことの価値と、金銭の価値の比較を考えてみよう。ある両親にとって、子供を持つことと金

銭を持つことの価値は比較できるものではない。さらに彼らは、その様な比較が可能だという見解に憤慨し、比較可能性という考えそのものを拒否する⁽⁴³⁾。すなわち、その両親にとって、子供の価値と金銭の価値は本質的に通約不可能なのである。ラズによると、友人と金銭との比較を拒否する人だけが親友を得ることができ、子どもと金銭との比較を拒否する人だけが親子関係を結ぶことができるのである⁽⁴⁴⁾。

すでに確認したように、多くの人間関係は、熟考して営まれるのではなく、社会形態に存する「慣習」を通じて獲得される⁽⁴⁵⁾。慣習が人間関係を構成し、人間関係固有の輪郭を決定するのである。人は、熟考ではなく慣習を通じて、友情と金銭の価値は通約不可能であり、親子関係と金銭の価値は通約不可能だと判断する。そういった判断は、友人や親子等の関係を結ぶための必要条件として、一般的に受容されているのである⁽⁴⁶⁾。このように、われわれが人間関係を営む際には、本質的な通約不可能性が作用している。ラズによると、この「価値の通約不可能性」という観念は、帰結主義の特徴の一つである「価値の比較可能性」を否定し、帰結主義を間接的に切り崩すのである⁽⁴⁷⁾。

(1) MF, p. 369.

(2) Cf. MF, note(2) at 370.

(3) FPD, p. v.

(4) MF, p. 166. 角田猛之訳「権利の性質について」、ジョセフ・ラズ著、深田三徳編『権威としての法——法理学論集』(勁章書房、一九九四年)、二六九頁。

(5) Cf. MF, pp. 294-99.

(6) ラズ教授が一九九四年九月に来日された際に直接伺ったところ、'well-being'は'happiness'に近い概念だが、後者を用

うる」と誤解が生じやすいところの旨のことを述べておられた。

- (7) Cf. *EPD*, p. 3.
- (8) Cf. *MF*, p. 289.
- (9) Cf. *EPD*, p. 101. 邦訳、一二二頁。
- (10) Cf. *MF*, pp. 289-91.
- (11) Cf. *MF*, pp. 294-96.
- (12) Cf. *MF*, p. 308.
- (13) Cf. *MF*, pp. 310-11.
- (14) Cf. *MF*, pp. 311-12.
- (15) ヒュムは「計算 (prudence)」と「道徳 (morality)」の対比で議論を行っている。Cf. *MF*, p. 313.
- (16) Cf. *MF*, p. 296.
- (17) Cf. *MF*, pp. 318-19.
- (18) Cf. *MF*, p. 319.
- (19) Cf. *EPD*, p. 3.
- (20) Cf. *EPD*, pp. 12-16.
- (21) Cf. *EPD*, p. 16.
- (22) Cf. *EPD*, pp. 16-17.
- (23) Cf. *EPD*, p. 23.
- (24) Cf. *ibid.*
- (25) まさにこれこそが、ラズの『自由の道徳』と『公共領域の倫理』の第一部の根本的な主張である。とくに前者の第一五章を参照されたい。

- (26) この点についてはラズの権威論を参照の事。 Cf. *MF*, pp. 49-50; J. Raz, Introduction, J. Raz (ed.), *Authority* (Oxford: Basil Blackwell, 1990), pp. 7-9.
- (27) Cf. W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, pp. 217-18.
- (28) 功利主義者たちから受けた批判を認めなす。 Cf. R. M. Hare, *Moral Thinking: Its Levels, Method, and Point* (Oxford: Oxford University Press, 1981). 内井惣七・山内友三郎監訳『道徳的に考えること——レベル・方法・要点』(勁草書房、一九九四年)。
- (29) 参照、川本隆史『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークへ』(創文社、一九九五年)、一〇頁。
- (30) Cf. W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, p. 9.
- (31) Cf. R. Dworkin, *Taking Rights Seriously; A Matter of Principle* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1995), pp. 359 ff.
- (32) Cf. R. Nozick, *op. cit.*, pp. 30-33. 邦訳、四七―五二頁。
- (33) Cf. *MF*, p. 267.
- (34) Cf. *MF*, pp. 267ff.
- (35) それぞれの特徴の内容については *MF*, pp. 268-69 を参照。
- (36) *MF*, p. 268.
- (37) ラズは「通約不可能 (incommensurable)」と「比較不可能 (incomparable)」を互換性があるものとして扱っている。 Cf. *MF*, p. 322. 邦訳、一〇六頁。
- (38) *Ibid.*
- (39) Cf. *MF*, pp. 323-25. 邦訳、一〇九―一一二頁。
- (40) Cf. *MF*, p. 345.
- (41) Cf. *MF*, pp. 345-46.

- (42) *Cf. MF, p. 337.* 邦訳、一二〇頁。
- (43) *Cf. MF, pp. 346-47.*
- (44) *Cf. MF, p. 348.*
- (45) *Cf. MF, pp. 312, 350.*
- (46) *Cf. MF, p. 351.*
- (47) *Cf. MF, p. 358.*